

平成24年3月30日

関係団体各位

経済産業省商務情報政策局日用品室

繊維製品の安全性の確保について（有害物質に変化し得る染料・顔料の使用自粛に係る注意喚起）のお知らせ

近年、繊維製品の染色加工のために使用される染料及び顔料のうち、その一部について、皮膚に付着したあと、細菌によって分解され、発がん性又はその可能性が指摘されている芳香族アミンを生成し得ることから、欧州連合等で規制が行われています。

こうした有害物質による人の健康に及ぼす影響を未然に防止するため、これまで、経済産業省と日本繊維産業連盟は対応策を検討しており、同連盟において本件に関する自主基準がまとめられ、3月29日に同連盟のホームページで掲載され、繊維関係事業者において当該自主基準の本格的な運用が開始されております。それに伴い3月30日に経済産業省製造産業局長名で日本繊維産業連盟及び繊維関係業界団体に対して繊維製品による健康被害の未然防止を図っていくため、当該自主基準を参考にして、国内に流通する繊維製品の安全性の確保に万全を期されるよう、傘下の事業者に対する周知及び敢行をお願いする通達（別紙）がなされましたのでお知らせします。

つきましては、傘下の事業者に対しても別紙通達の写しが出されたことをお知らせしていただきますようお願いいたします。